

◆◆◆雇用保険受給者の求職活動実績になります◆◆◆

事前申込  
参加無料

就職してからも役立つ 就活する上で覚えておきたい

# ビジネスマナー & ルール (労働法) 講座

ビジネスマナーとビジネスルールをおさえて、就活・就職に役立てよう！  
知っているつもりでも、いざという時、意外とできないのがビジネスマナー。  
講座では、言葉遣いや礼儀作法、信頼関係を築く印象づくりやコミュニケーションを確認。  
また、働く前にビジネスルール(労働法)を知り、  
違法な労働環境を避けたり、万が一の時の対処法を学びます。

信頼関係を築く  
コミュニケーション  
印象づくり

意外と知らない  
ビジネスマナー

知っておくと安心  
仕事のルール  
(労働法)

日時

平成29年 **2月14日(火)**  
13:00~17:00(受付12:30~)

会場

ジョブカフェいばらき (水戸市三の丸1-7-41)

対象

15歳~おおむね40歳代前半の求職者 **20名**  
※学生、働いている方も参加できます

その他

参加無料 / 服装自由 / 筆記用具持参  
※交通費は各自で負担ください  
※雇用保険受給者の求職活動実績になります

申込み方法・詳細のプログラム内容は  
裏面をご覧ください

厚生労働省委託「若年者地域連携事業」

EHC 雇用人材協会

JOB CAFE  
ジョブカフェいばらき  
いばらき就業支援センター



Question!

言う、見る、聞く  
する、行く、来る  
いる、食べる、  
すべて謙譲語に  
できる?

Question!

急な体調不良で  
仕事を休む連絡を  
同僚にLINEで  
メッセージした。  
これってあり?なし?

Question!

正社員じゃなくても  
有給休暇を  
取得することはできる?

信頼関係を築く  
コミュニケーション  
印象づくり

意外と知らない  
ビジネスマナー

知っておくと安心  
仕事のルール  
(労働法)

- ・印象は7秒で決まる!?
- ・おしゃれと身だしなみの違い
- ・表情、姿勢、歩き方
- ・伝え方のコツ

- ・ビジネスシーンで好まれる言葉づかい
- ・言葉の表現を増やそう  
(敬語、丁寧語、  
謙譲語、枕詞など)

- ・労働法は働くルール
- ・知っておいたほうが良い労働契約
- ・労働問題がおこったら?
- ・困ったときの対処法

## ◆講師◆



前半の  
ビジネスマナーを担当します。

田寺尚子氏 キャリアコンサルタント

「組織力・人間力を高め、プロとしてのスキルを活かすため、それを下支える基本スキル」を大事にしている。新入社員研修、自己分析研修、メンタルヘルスマネジメント研修、部下育成タイプ別コーチング、ロールプレイング研修など、「心の伝わる研修」を心がけている。茨城空港やJR水戸、ララガーデンなどの研修実績もある。



後半の  
ビジネスマナーを担当します。

徳田徹也氏 社会保険労務士

アパレル業界や医療機器メーカーなど主に営業職を経て、小規模企業の経営職を経験。交流分析、クレド作成など「組織のソフト」と、人事制度、就業規則など「組織のハード」の面から、従業員満足(ES)を向上させながら、企業が持続的成長を実現できる仕組みを提供。自らの経営経験から、実践的である事を第一に心がけている。

◆申込み方法◆ 下記のいずれかの方法でお申込みください。  
※お申込みいただいた方には、詳細のご案内をお送りします。

1)メール 下記アドレスに、お名前・電話番号・年齢をお送りください。  
s-college@koyou-jinzai.org

2)電話 NPO法人雇用人材協会(平日9~18時)  
029-300-1738



QRコードからも  
メールを送れます。